

平成26年12月11日
民生常任委員会会議録 調査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成26年12月11日
開会 14時15分 閉会 14時35分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 谷口和弥 副委員長 東口隆弘
委員 小島智恵 寺林俊幸 増田武夫 千葉幹雄
- 4 傍聴者 岡本眞利子 野原恵子 中橋友子 佐藤記者（勝毎）
- 5 事務局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 6 審査事件 (1) 付託議案の審査について
陳情第20号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ
確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書
陳情第21号 「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者
の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもと
める陳情書
陳情第22号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」
の採択を求める陳情書
(2) 所管事務調査項目について
(3) その他
- 7 審査結果 別紙
委員長 谷口和弥

◇審査内容

(14:15 開会)

- 委員長（谷口和弥） それではただいまより民生常任委員会を開会いたします。1番、付託議案の審査についてであります。陳情第20号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書から、陳情第22号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書、3点の陳情書を審議させていただきます。陳情第20号から順に審議を進めさせていただきます。それでは陳情第20号の審議に入ります。陳情書の配布から一定期間がありましたので皆さん読了後、ご意見の方は持たれているかと思えます。早速、委員の皆様からこの陳情についてのご意見を伺いたいと思えます。ご意見のある方の挙手を願います。寺林委員。
- 委員（寺林俊幸） 年金の積立金の被保険者の利益を守るための安全かつ確実な運用に関する意見書として出されておりますこの内容に関して、年金につきましては老後の生活の柱になっているということは周知の事実でありまして、これを安全に運用していくということはこれからの生活を守るためにも大変必要なことであると。これは論外になるかもしれませんが、ほかの積み上げ分の年金の中で運用に失敗しているというところが多々ある中で、やはりこれはしっかりと安全な運用をしていくことが必要だということから、この陳情については理解できるものだと私は思います。
- 委員長（谷口和弥） ほかにございませんか。増田委員。
- 委員（増田武夫） 私も同様の意見なのですが、今まで株式の投資には運用資産の日本株で17.26%、外国株で15.98%、後は国債と外国債ということだったのですが、11月から運用の目標値として株式にそれぞれ国内株、外国株ともに25%ずつ。運用の50%を株式に充てるということで、先ほどの意見にもありましたけれども非常にリスクの高い運用の仕方を選択するということは、本当に年金はこれからどうなっていくのかという不安をみんな持っている中でさらに大変な状況を起こしかねない状況でありまして、これは本来こうした利益を上げるということの為にリスクの高い所に運用するというのは間違ったことだと思います。従ってこの陳情は妥当なものだと思います。
- 委員長（谷口和弥） ほかにございませんか。小島委員。
- 委員（小島智恵） 今、意見としては株式等で運用することについてはリスクがあるというお話で、2のところでは積立金を失いかねないので行わないでくださいとはっきり陳情されているのですけれども。ただそういった株式等については目利きのある人がきちんと管理をやって運用したら利益を出すことはできると思うのですよね。今の日本株は以前より上がってきていますし、配当金も出ていますので、利益を出している人はいらっしゃると思うのですけれども、条件としては管理ができる人がいれば運用益が出ていいのでしょうけれども、陳情者の趣旨としては懸念されるので行ってほしくないということですので、リスクがあることは否定できないので、その思いについてはおおかた賛同しても良いのかなとは思っています。
- 委員長（谷口和弥） ほかにございませんか。
(なしの声あり)

- 委員長（谷口和弥） なければ、意見を打ちきってよろしいでしょうか。皆さんからこれまで出された意見は、この陳情について理解ができるということでした。討論を省略して採決に入りたいと思うのですがよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

- 委員長（谷口和弥） それでは陳情第20号に対して採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って陳情第20号につきましては採択することに決定いたしました。

続きまして陳情第21号 「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる陳情書の審査に入りたいと思います。これについても各委員の皆様から意見を求めたいと思います。意見のある方は挙手をお願いいたします。増田委員。

- 委員（増田武夫） 今、医療・介護現場は非常に困難を抱えております。特にことしの6月に採択されました、医療介護総合法。これにつきましては非常に大きな問題点があったと思います。そうした中で、今、介護の現場は介護報酬の問題ですとか労働が加重というような問題で非常に人員を確保することも困難な状態に陥っている訳です。従って、国が作ったこの介護の現場が機能していくようにする責任が国にはあるのではないかと思います。従って陳情項目にあります国の責任、それから現場の医師・看護師・看護職員の大幅な増員、それから待遇の改善、診療報酬、医療報酬の改善などはいずれも陳情者の求めるところは当然のことではないかと思います。以上です。

- 委員長（谷口和弥） ほかに意見ございませんか。寺林委員。

- 委員（寺林俊幸） 安心安全の医療・介護の実現。介護従事者の大幅増員ということで、今増田委員が言われたこととほとんど重複する訳ですけれども、実際の現場の話を聞きますと、大変苦慮されている。まずは人員が集まらない。まして平均年齢は従事者として大変高い年齢で運営されているということの中で、お互いの施設の中で従事者の引き合いと言いますか、確保にそれぞれが大変な努力をされていると聞きます。

よってこの3つあります、国の責任の中において、現場をしっかりと充実した職場にすること。また国民が安心して介護を受けられるようなことに対する意見については私も同感だと考えます。以上です。

- 委員長（谷口和弥） ほかに意見ございませんか。小島委員。

- 委員（小島智恵） 医療介護総合法ですけれども、この中に在宅医療の推進、介護サービスの拡充というのが盛り込まれているのですけれども、陳情の方では本文に医療費抑制のため病床、病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は地方自治体と住民の自助、共助でというものと書かれているのですけれども、こういう追い出されるという表現は使われているのですけれども、一つ事例を申し上げたいのですけれども、財政破たんした夕張市の事例ですが、夕張市立の病院も赤字で閉鎖されて、その後小規模の医療センターとして引き継がれて、在宅医療を中心にシフトしていったということなのですけれども、高齢者の場合長期入院すると寝たきりになる危険性が高いと

ということもあるのですけれども、できるだけ自宅に戻して元の生活に戻すようにして医療者が生活の場へ出向いていくという在宅医療にシフトして行って、薬だけ受診というのもやめてもらって、できるだけ自分で健康管理していくように促して、そのようにした結果高齢者が元気になって医療費も削減できている。そういう状況のようです。

ですから、在宅医療もやり方次第だと思うのです。何でもかんでも頼るということではなくて、自助というのも大事でありますし、高齢者自身も住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで送りたいと、そう望んでいる方も多いただろうと思います。ですからこの追い出されたといった言葉は行き過ぎているのかなと感じたのですけれども、処遇改善のところにつきましては賛同できます。

全体として反対するということにはならないのかなと思います。陳情者の意向、思いについては汲みとってまいりたいと思います。

- 委員長（谷口和弥） ほかにございませんか。意見を打ち切りたいと思います。皆さんから出されました意見につきましては、色々温度差もありましたけれども陳情の趣旨におおむね賛同できるというものであったと思います。討論を省略して採決に入りたいと思うのですがよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

- 委員長（谷口和弥） それでは採決をさせていただきたいと思います。陳情第21号の陳情については採択するということにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って陳情第21号につきましては採択することに決定いたしました。

続きまして陳情第22号の審査を進めます。これについての各委員の皆様からの意見を求めたいと思います。挙手にてお願いいたします。増田委員。

- 委員（増田武夫） 前の陳情とかぶる面もあるのですけれども、今、わが町でも次の計画を立てる中で、介護保険料をどのようにするかということがこれから話題になってくる訳なのですが、今の仕組みとして地方自治体が施設サービス等を高めれば高めるほど介護保険料に跳ね返ってくるという仕組みになっているのですけれども、やはり国がきちんとこの制度の欠点を見直して、サービスを向上させればさせるほど保険料が高くなる仕組みそのものを変えていく必要があるのではないかと。そういった点では国に財源の措置を求めている訳でありますけれども、そうした点も賛同できる点だと思います。介護職員の処遇改善のための施策を講じる、また今要支援者については自治体にそれを丸投げした形になっている訳なのですが、これによるとやはりその自治体ごとの財政状況その他によってサービスの格差が生じるという問題もありますので、これまでどおり介護保険の中で継続する方が望ましいことだと思いますので、この陳情の趣旨には賛同できるものだと思います。

- 委員長（谷口和弥） ほかにございませんか。それでは意見なしということで、討論を省略して採決をしたいと思います。陳情第22号について採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従って陳情第22号は、採択することに決定いたしました。今、3本の意見書について採択ということで決定いたしましたけれども、この報告書、意見書案につきましては委員長、副委員長に一任していただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

- 委員長（谷口和弥） それではそのようにさせていただきたいと思います。
それでは2番目、所管事務調査項目について審査したいと思います。残すところ何回もできないのかなと思います。裏面に調査項目について、これまでの活動が記されているところですが、皆さんの方から特にこの調査項目について行いたいということなどあれば述べていただきたいと思いますと思うのですけれども。

もしなければ、副委員長と相談したことがあります。こちらから訴えさせていただいてよろしいでしょうか。先日民生部長から相談がございまして、今、来年度からの中長期の計画が4つ、審議会を通して議論されているところであると。一つは地域福祉計画。それから障害福祉計画。介護保険計画。そして保育に関わる計画ということであります。それらは3月議会で提案される訳でありますけれども、その前に民生常任委員会の皆様に説明をしたいとのことでありました。審議会の進捗状況がそれぞれでありますから、2月に2回程度に分けて4つの中長期の計画をご説明させていただきたいということでありました。それを所管事務調査とさせていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

（よいの声あり）

- 委員長（谷口和弥） 内容については以上なのですけれども、時期についてはいま、ここでいつと述べられないので、副委員長、議会事務局と相談してご案内させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

3番目、その他でありますけれども皆様から何かありますか。なければこれで民生常任委員会を終了いたします。

（14：35 閉会）